平成２２年（フ）第３４４号
静岡県藤枝市音羽町５丁目１番地の５　グリーンヒル音羽203号
債務者　西山　晶子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田治盈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０号
三重県尾鷲市九鬼町101番地
債務者　中﨑　慶
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂前美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第２２８５号
名古屋市西区清里町69番地の87
債務者　塩川　洋史
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江坂　正光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２８２号
堺市中区深井畑山町2500番地　スペリオシティ泉北深井１―307
債務者　谷口　起巳
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５２１号
名古屋市北区大曽根１丁目14番22号
債務者　浅井　　學
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠田　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７８３号
名古屋市中川区東中島町２丁目84番地　東中島荘202号
債務者　熊澤　　治
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７８４号
名古屋市中川区東中島町２丁目84番地　東中島荘202号
債務者　板倉　フサ
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２９号
静岡県三島市加茂川町18番２号
債務者　西川　正伸
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細沼早希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４１７号
岩手県岩手郡岩手町大字川口第６地割33番地５
債務者　佐々木テイ子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５２４号
札幌市手稲区新発寒６条９丁目１番10号コーポかんの201号、申立時の住所札幌市手稲区新発寒５条８丁目９番６号
債務者　菅原　麻衣
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田英里佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８３１号
愛知県豊田市梨野町山ノ上沢９番地
債務者　小林　重春
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　通記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
愛知県豊橋市牟呂公文町10番地の15―201
債務者　小澤公美子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松下　泰三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２５１５号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字向江3360番地の９　千音寺荘３棟207号
債務者　金子富士雄
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７３９号
大阪府東大阪市中石切町５丁目11番38号
債務者　野﨑　彩子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９２３号
大阪市住之江区安立１丁目10番25号アエラ301、申立時の住所大阪市住之江区東加賀屋１丁目17番３―108号
債務者　吉村　嘉晃
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３１３号
大阪市港区磯路２丁目12番１―914号
債務者　坂元　広美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部